

平成22年12月16日（木曜日）

○出席議員（16名）

議 長	北 川	進 君		8 番	能 村	憲 治 君
1 番	生 田	勇 人 君		9 番	清 水	文 雄 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	水 口	裕 子 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	渡 辺	旺 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君

○説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		総 務 部	島 田	睦 郎 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君		総 務 課 長	山 田	吉 弘 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		まちづくり政策部	岩 上	涼 一 君
総 務 部 長	出 川	常 俊 君		企画財政課長	田 中	徹 君
まちづくり政策部長	高 木	和 彦 君		まちづくり政策部情報政策課長	重 原	正 君
町民福祉部長	川 口	克 則 君		兼公聴広報室長	長 丸	信 也 君
都市整備部長	橋 本	稔 君		町民福祉部	北 川	真 由 美 君
教育委員会教育次長	長 丸	一 平 君		町民生活課長	中 宮	憲 司 君
兼学校教育課長	津 幡	博 君		町民福祉部	井 上	慎 一 君
消 防 長	北	雅 夫 君		健康推進課長	長 田	学 君
総務部担当部長	中 西	昭 夫 君		町民福祉部	中 村	由 利 子 君
兼 税 務 課 長	黒 田	邦 彦 君		介護福祉課長	井 上	豊 君
都市整備部担当部長				環境政策課長		
兼企業立地推進室長				都市整備部		
会 計 管 理 者				建設課長		
兼 会 計 課 長				兼北部開発対策室長		
				都市整備部		
				上下水道課長		
				教育委員会		
				生涯学習課長		
				消防本部消防次長		
				兼消防署長		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 助 田 有 二 君

○議事日程（第4号）

平成22年12月16日 午後1時開議

日程第1

認定第1号 平成21年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから

認定第8号 平成21年度内灘町水道事業会計決算認定についてまで

日程第2

追加議案の上程

議案第80号 平成22年度内灘町一般会計補正予算（第6号）

提案理由の説明

日程第3

議案第64号 平成22年度内灘町一般会計補正予算（第5号）から

議案第79号 内灘町サイクリングターミナル（軽食堂を除く）の指定管理者の指定について
まで並びに

議案第80号 平成22年度内灘町一般会計補正予算（第6号）

（第4号の追加1）

日程第1

議会議案第6号 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書の提出について

議会議案第7号 環太平洋連携協定（TPP）に関する意見書の提出について



午後1時00分開議

○開 議

○議長【北川進君】 ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○会議時間の延長

○議長【北川進君】 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。



○諸般の報告

○議長【北川進君】 本日の会議に説明のため出席している者は、7日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【北川進君】 日程第1、平成22年第3回定例会において、決算特別委員会に付託、継続審査となっておりました認定第1号平成21年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成21年度内灘町水道事業会計決算認定についてまでの8議案を一括して議題といたします。



○決算特別委員長報告

○議長【北川進君】 まず、決算特別委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

南守雄決算特別委員長。

〔決算特別委員長 南守雄君 登壇〕

○決算特別委員長【南守雄君】 平成22年第3回定例会において、当決算特別委員会に付託されました平成21年度各会計決算認定について、議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の決算審査に当たり、委員各位には長時間にわたり慎重審議をしていただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

本委員会は、10月25日の第1回の会議より実質審査に入り、11月22日の総括審査まで計5回に及んだものであります。

その間、委員からは活発な質疑質問が行われ、それらに対し説明並びに関係資料の提出を求め、了としたところであります。

その結果、認定第1号平成21年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号平成21年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成21年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成21年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成21年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成21年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号平成21年度内灘町水道事業会計決算認定については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

なお、委員会の審査の過程において、施策の成果の記載内容について、単に前年度の記載事項を踏襲するのではなく、事業の成果が各年度ごとに対比できるように、また国民健

康保険特別会計においては、算定基準が明解にわかるような資料作成に努めるべきとの意見があったことを申し添えておきます。

さらに、本委員会として次の主な諸点について指摘しておきたいと思っております。

その1点目として、コミュニティバスの継続的な長期運行を図るためにもバス停の広告収入やキャラクターを活用しての収入財源の確保に取り組むとともに、利用促進を図るためにも住民ニーズに応じた運行計画を検討すること。

2点目として、除雪計画については、町域が南北に細長いことから、町内一律での積雪量で出勤を判断するのではなく、積雪状況に応じて地域ごとに出勤するような計画を立てること。

3点目として、都市計画道路向栗崎放水路線の道路整備計画については、当初計画から長い年月が経過しており計画時の町内道路網の状況も変わってきていることから、その必要性について再度検証し、計画の廃止を含め見直しを検討すること。

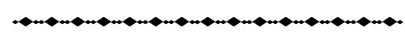
4点目として、小中学校の通学路については、児童生徒が登下校を安心・安全にできることを最優先に考え、学校が個々に通学路を決めるのではなく、町として統一した考えのもとに通学路を設定し登下校の安全を図ること。

以上4点の指摘事項のほか、4項目の指摘事項も合わせまして、今後の予算編成及び執行に十分反映されるよう強く要望し、審査の報告といたします。

平成22年12月16日

決算特別委員会委員長 南守雄

○議長【北川進君】 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。



○質 疑

○議長【北川進君】 これより決算特別委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。——質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



○討 論

○議長【北川進君】 次に、討論に入ります。

討論ございませんか。——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【北川進君】 これより採決に入ります。

まず、認定第1号平成21年度内灘町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、認定第1号はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【北川進君】 次に、認定第2号平成21年度内灘町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成21年度内灘町新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算認定についての2決算を一括して採決いたします。

本決算2件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、認定第2号、認定第3号の2決算は

これを認定することに決定をいたしました。

○議長【北川進君】 次に、認定第4号平成21年度内灘町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号平成21年度内灘町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成21年度内灘町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について並びに認定第7号平成21年度内灘町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての4決算を一括して採決いたします。

本決算4件に対する委員長の報告は、いずれもこれを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、認定第4号、認定第5号、認定第6号並びに認定第7号の4決算はこれを認定することに決定をいたしました。

○議長【北川進君】 次に、認定第8号平成21年度内灘町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、これを認定するものであります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおりこれを認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、認定第8号はこれを認定することに決定をいたしました。



○追加議案の上程

○議長【北川進君】 日程第2、追加議案の上程を行います。

議案第80号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

たします。



○常任委員長報告

○議長【北川進君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

藤井良信総務常任委員長。

〔総務常任委員長 藤井良信君 登壇〕

○総務常任委員長【藤井良信君】 平成22年第4回定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第64号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第9款消防費第1項消防費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費の各款項及び第2条地方債の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条繰越明許費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第69号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第70号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第71号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第72号内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第73号内灘町消防手数料徴収条例の一

部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第13款国庫支出金第2項国庫補助金については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画など所管にかかわる事項について閉会中も調査をすることに決しましたので、申し出いたします。

平成22年12月16日

総務常任委員会委員長 藤井良信

○議長【北川進君】 夷藤満文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 夷藤満君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【夷藤満君】 平成22年第4回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第64号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第1項教育総務費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第67号平成22年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第68号平成22年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第74号内灘町立保育所設置条例の一部

を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第75号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第76号内灘町茶室の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第77号内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第78号内灘町体育施設（屋内温水プール）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第79号内灘町サイクリングターミナル（軽食堂を除く）の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第80号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第6号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費第2項小学校費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、教育環境のICT化については今後とも重要な取り組み課題であると思われることから、町内の各学校間にICT化の格差が生じることのないよう申し添えます。

次に、継続審査となっておりました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第31号「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」の提出を求める請願については、慎重に審査をし、採決の結果、全員一致で採択することに決しました。

次に、新規に提出されました請願の審査の結果を報告いたします。

請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすること

に決しました。

請願第37号全額国庫負担による最低保障年金制度の早期実現を国に求める意見書を国に提出することを求める請願書については、慎重に審査をし、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

請願第38号後期高齢者医療制度をただちに廃止し、国民の誰もが、安心して受けられる医療制度にすることを国に要望する意見書の提出を求める請願書については、慎重に審査をした結果、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成22年12月16日

文教福祉常任委員会委員長 夷藤満

○議長【北川進君】 恩道正博産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 恩道正博君 登壇〕

○産業建設常任委員長【恩道正博君】 平成22年第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、副町長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第64号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第5号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費の各款項については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第65号平成22年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しまし

低保障年金というものを消費税に頼らないできちっと国の責任においてしていく必要があるということで、この請願に対して皆様方より、賛成という立場で皆さんからしていただきたいなということで討論にいたします。

○議長【北川進君】 他に討論ありませんか。

3番、川口議員。

〔3番 川口正己君 登壇〕

○3番【川口正己君】 3番、川口正己でございます。

請願第37号全額国庫負担による最低保障年金制度の早期実現を国に求める意見書を国に提出することを求める請願書について反対の立場で討論させていただきます。

こちらの請願書では、1950年に社会保障会議から60年経ています。

世界では、ヨーロッパのほか多数の国々で最低保障年金や年金、医療、教育などの社会保障による政策が定着していると思いますが、確かにヨーロッパ諸国、特に高福祉国家と言われる北欧、スウェーデンなどでは、日本に比べて最低保障年金が数段上であり、北欧諸国の国民は安心して暮らしていると報道されておりますが、そのかわり北欧では、特にスウェーデン、消費税が25%という、日本とはもうけた違いの消費税を払っており、高福祉であるには高負担であらなければならない。こちらの請願書のように、私たち国民が全く負担をしなくて年金を欲しいというこの請願は、年金制度自体の成り立ちからも、私はこれちょっと問題があると思っております。

また、請願事項の4番、「年金受給資格期間25年を10年に短縮されたい。」とありますが、今の現状でも二十数年後には年金財政が破綻するのではないかと報道されております。そういった意味でも、10年でも今の年金の掛金の2.5倍を一遍に払うならば、毎月払うならばそれも可能かと思われませんが、今の低迷する日本経済からいって、それはとても無理やと私は考えております。

あと、団塊世代の退職などの問題があり、ますます増加する社会福祉費を負担するには、私自身の考えでは消費税を上げてほしくないと思いますが、上げざるを得ないのではないかと私は考えております。

そういった意味で、反対の立場で討論させていただきました。

ありがとうございました。

○議長【北川進君】 他に討論ありませんか。

——討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



○表 決

○議長【北川進君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第64号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第65号平成22年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第66号平成22年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第1号）の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第65号、議案第66号の2議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第67号平成22年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第68号平成22年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第69号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第70号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第71号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第72号内灘町行政財産使用料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第73号内灘町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。
よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第74号内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。
よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第75号内灘町福祉センター（憩）の指定管理者の指定について、議案第76号内灘町茶室の指定管理者の指定について、議案第77号内灘町体育施設（野球場・総合公園テニスコート）の指定管理者の指定についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。
よって、議案第75号、議案第76号並びに議案第77号の3議案は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第78号内灘町体育施設（屋内温水プール）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。
よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第79号内灘町サイクリングターミナル（軽食堂を除く）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。
よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、議案第80号平成22年度内灘町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。
よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長【北川進君】 次に、継続審査となっております請願を採決いたします。

まず、請願第29号E P A・F T A推進路線の見直しを求め、日米F T Aの推進に反対する請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、請願第29号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【北川進君】 次に、請願第31号「介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書」の提出を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、請願第31号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【北川進君】 次に、今期定例会までに受理しました請願を採決いたします。

まず、請願第34号T P P交渉に関する請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立全員であります。よって、請願第34号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長【北川進君】 次に、請願第35号「石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正」の意見書を石川県に提出することを求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立多数であります。

よって、請願第35号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【北川進君】 次に、請願第36号米価の大暴落に歯止めをかけるための請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立多数であります。よって、請願第36号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

○議長【北川進君】 次に、請願第37号全額国庫負担による最低保障年金制度の早期実現を国に求める意見書を国に提出することを求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。請願第37号全額国庫負担による最低保障年金制度の早期実現を国に求める意見書を国に提出することを求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【北川進君】 起立少数であります。よって、請願第37号は不採択とすることに決定をいたしました。

○議長【北川進君】 次に、請願第38号後期高齢者医療制度をただちに廃止し、国民の誰もが、安心して受けられる医療制度にすることを国に要望する意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【北川進君】 ご異議なしと認めます。
よって、各委員長から申し出のとおり、閉
会中の継続審査並びに調査に付することに決
定いたしました。



○閉議・閉会

○議長【北川進君】 以上で今回の定例会に
付議された議件は全部議了いたしました。

よって、平成22年第4回内灘町議会定例会
を閉会いたします。

議員各位におかれましては、大変ご苦勞さ
までございました。

午後3時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員